

岡谷市教育委員会の所管する情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

岡谷市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
(平成19年教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

岡谷市教育委員会の所管に係る岡谷市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
(平成19年岡谷市条例第21号)の施行については、岡谷市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成19年規則第23号)の規定の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。